

コーポレート・ガバナンス体制

取締役会は、経営の基本方針等の決定と監督に徹し、業務の決定・執行の権限を、執行役に大幅に委譲しています。取締役会の中には、社外取締役2名を含む3名の取締役で構成される指名、監査、報酬の3委員会を設置し、取締役会が果たすべき監督機能の一翼を担っています。監査委員会は原則として毎月、指名・報酬の各委員会は必要の都度、それぞれ開催されています。なお、取締役会を構成する8名の取締役のうち社外取締役は3名で、また、取締役会の議長を務める取締役会長は、執行役を兼務していません。社外取締役の内訳は、親会社の名誉顧問及び取締役が各1名、顧問契約のない弁護士が1名です。なお、当社は日立製作所との間に、日立グループ・プーリング制度による金銭消費貸借、製品の売買、役務の提供、社標の使用許諾及び不動産賃貸借等の取引関係があり、同社のグループ企業との間には、製品の売買及び役務の提供等の取引関係があります。また、当社は、前述の弁護士が所属する法律事務所の他の弁護士から、業務執行の中で必要に応じてアドバイスを受けています。

一方、執行役の業務執行に対する内部統制としては、執行役全員で構成される執行役会を設けています。これは、各執行役が取締役会から委任された重要事項等を決定する際に、多面的な検討を加えられるようにするとともに、各執行役の業務の執行状況に関する情報の共有化を図ることを目的としています。

内部監査については、監査室（専任5名、兼務30名）を設置しています。当社各部門及びグループ会社の業務の適法性、妥当性についての計画的な監査並びに内部統制の推進を実施しているほか、コンプライアンス推進本部（専任1名、兼務8名）が法令及び企業倫理に則った企業活動のための教育、監査及び指導を当社各部門及び当社グループ会社に対して随時行っています。

監査委員会は、これらの監査結果の報告を受け、また取締役及び執行役の職務の執行状況を適宜報告させることにより十分に監査ができる体制をとっています。

会計監査については、新日本監査法人を会計監査人に選任しています。監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されており、具体的には公認会計士が12名、会計士補が8名、その他が6名となっています。また、会計監査人は、監査委員会において監査報告を行い、監査委員及び同席する監査室長と相互に意見交換を図ることにより、監査の連携を高めています。

リスク管理及びコンプライアンス・ CSR経営の推進

当社は、経営上の各種のリスクについて、リスク管理に関する方針の決定、リスクへの対応及び再発防止策等リスク管理に関する情報の共有を目的とし、執行役会の下部組織として、執行役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しており、リスクの抽出、評価、予防、低減を図っています。

さらに、自浄作用を補完するため、コンプライアンス通報制度を導入しています。当社グループ社員をはじめ取引先等の外部関係者でも、当社の企業活動等で違法行為・不適切行為が存在すると認識した人であれば誰でも、当社コンプライアンス推進本部又は社外通報先として委嘱した弁護士へ直接通報することができます。

また、一層のCSR重視経営を図ることを目的に、CSR推進室を設置し、従来個別に実施していた環境保全や社会貢献等、企業の社会的責任に関する諸活動を一元的に取りまとめ、全社的な視点から推進する体制をとっています。

当社は、今後も法令の制定・改正、日立グループの運営方針等を踏まえながら、COSOフレームワーク*を中心とした内部統制システムの整備をはじめとしたコーポレート・ガバナンス体制の充実を図り、委員会設置会社制度をさらに定着させ、公正で透明な経営を実現していきます。

*COSOフレームワークは、米国のトレッドウェイ委員会組織委員会が公表した内部統制の枠組みです。